

別記 1

（第 1 条関係）当社のサービス提供区域および J:COM グループ各社とその提供区域

第 1 条（適用）第(2)号イに記載する「別記 1 に定める当社のサービス提供区域」、第 1 条（適用）第(2)号ロに記載する「J:COM グループ各社」および「別記 1 に定める J:COM グループ各社のサービス提供区域」は以下のとおりです。

法人名	局名	提供区域
(株)ジェイコム札幌	札幌局	北海道札幌市、北広島市
(株)ジェイコム東京	東エリア局	東京都練馬区、埼玉県和光市、新座市
	南エリア局	東京都杉並区
	西エリア局	東京都国分寺市、小金井市、府中市、国立市、武蔵野市
	すみだ・台東局	東京都墨田区、台東区
	東京北局	東京都北区
	港・新宿局	東京都港区、新宿区
	大田局	東京都大田区
	中野局	東京都中野区
	八王子・日野局	東京都八王子市、あきる野市、日の出町、日野市
	多摩局	東京都立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市
	足立局	東京都足立区
	武蔵野・三鷹局	東京都武蔵野市、三鷹市
	板橋局	東京都板橋区
	西東京局	東京都小平市、西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市
	調布局	東京都調布市、世田谷区、狛江市
	世田谷局	東京都世田谷区、狛江市
	江戸川局	東京都江戸川区
(株)ジェイコム湘南・神奈川	湘南・鎌倉局	神奈川県藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、海老名市門沢橋、鎌倉市、逗子市
	横須賀局	横須賀市、葉山町、三浦市、逗子市
	南横浜局	神奈川県横浜市金沢区、戸塚区、港南区、栄区
	相模原・大和局	神奈川県相模原市、愛川町、大和市
	町田・川崎局	東京都稲城市、東京都町田市、 神奈川県川崎市多摩区、川崎市麻生区、横浜市南区、横浜市青葉区
	かながわセン トラル局	神奈川県大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横浜市瀬谷区
	横浜テレビ局	横浜市南区、磯子区、中区、西区
	秦野・伊勢原局	神奈川県秦野市、伊勢原市

法人名	局名	提供区域
	小田原局	神奈川県小田原市、南足柄市、開成町
土浦ケーブルテレビ(株)	茨城局	茨城県土浦市、龍ヶ崎市、牛久市、阿見町、かすみがうら市、取手市、守谷市、美浦村、つくばみらい市、利根町、石岡市、常総市、つくば市
(株)ジェイコム埼玉・東日本	さいたま南局	埼玉県さいたま市中央区、浦和区、南区、桜区、緑区
	さいたま北局	埼玉県さいたま市大宮区、北区、西区、見沼区、上尾市、伊奈町
	所沢局	埼玉県所沢市
	東上局	埼玉県朝霞市、富士見市、志木市、ふじみ野市、新座市、三芳町
	川口・戸田局	埼玉県川口市、戸田市、東京都足立区
	越谷・春日部局	埼玉県越谷市、吉川市、松伏町、春日部市、さいたま市岩槻区
	草加局	埼玉県草加市、三郷市、八潮市、川口市 東京都足立区
	川越局	埼玉県川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、ふじみ野市、富士見市、日高市、三芳町、鳩山町、川島町
	埼玉県央局	埼玉県鴻巣市、北本市、桶川市、加須市、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町
	熊谷・深谷局	埼玉県熊谷市、深谷市
	群馬局	群馬県前橋市、高崎市、渋川市、安中市
	仙台キャベツ局	仙台市青葉区・泉区・宮城野区・若林区、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町の一部
(株)ジェイコム千葉	市川・浦安局	千葉県市川市、浦安市全域
	YY 船橋習志野局	千葉県船橋市、習志野市、八千代市、千葉市美浜区の一部、花見川区の一部、鎌ヶ谷市の一部
	木更津局	千葉県木更津市、君津市、袖ヶ浦市の一部、富津市
	千葉セントラル局	千葉県千葉市
	東葛・葛飾局	東京都葛飾区、千葉県松戸市、流山市、野田市
	東関東局	千葉県柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市、白井市
(株)ジェイコムウエスト	宝塚川西局	宝塚市、川西市、猪名川町、三田市
	かわち局	八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市
	南大阪局	大阪狭山市、河内長野市、富田林市

法人名	局名	提供区域
	和歌山局	和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町
	りんくう局	泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町
	堺局	堺市、高石市
	和泉・泉大津局	和泉市、泉大津市
	大阪局	大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区
	大阪セントラル局	大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区
	北摂局	大阪府箕面市、茨木市、摂津市
	京都みやびじょん局	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市
	北河内局	守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市
	吹田局	吹田市
	高槻局	高槻市、島本町
	東大阪局	東大阪市
	豊中・池田局	豊中市、池田市
	神戸芦屋局	兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド
	神戸三木局	神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市
(株)ジェイコム九州	福岡局	福岡県福岡市東区、博多区、中央区、早良区、西区、南区、城南区、福岡県古賀市、福岡県糸島市、福岡県糟屋郡新宮町、粕屋町、篠栗町、志免町、福岡県筑紫郡那珂川町、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県筑紫野市
	北九州局	福岡県北九州市小倉北区、小倉南区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、若松区、門司区、福岡県中間市、福岡県遠賀郡遠賀町、水巻町、岡垣町、芦屋町、福岡県宗像市、福岡県福津市
	熊本局	熊本県熊本市、益城町、菊陽町、合志市
(株)ケーブルネット下関	下関局	下関市
大分ケーブルテレコム(株)	大分局	大分県大分市、由布市、津久見市、豊後大野市、玖珠郡九重町

別記 2

(第 1 条関係) (別表Ⅱ第 9 条関係) 送配電区域

第1条（適用）第(2)号ロに記載する「北海道電力株式会社の別記2に定める送配電区域」、別表Ⅱ第9条②に記載する「別記2に定める一般送配電事業者の送配電区域」は以下のとおりです。

・北海道電力株式会社の送配電区域

北海道（ただし、礼文島及び利尻島、天売島、焼尻島、奥尻島を除きます。）

・東北電力株式会社の送配電区域

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、福島県、山形県（ただし、飛島を除く）、新潟県（ただし、佐渡島及び粟島を除く）

・東京電力パワーグリッド株式会社の送配電区域

東京都（ただし島嶼地域※1を除く）、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県、静岡県（富士川以東※2（ただし、芝川町内房を除く））

※1 東京都島嶼地域

大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅村、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島

※2 静岡県富士川以東

熱海市、伊豆市、伊豆の国市、伊藤市、御殿場市、下田市、裾野市、沼津市、富士市、富士宮市（ただし、芝川町内房を除く）、三島市、賀茂郡（河津町、西伊豆町、松崎町、南伊豆町、東伊豆町）、駿東郡（清水町、長泉町、小山町）、田方郡（函南町）

・関西電力株式会社の送配電区域

大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県（ただし、赤穂市福浦を除く）、福井県の一部（美浜町、若狭町、小浜市、あおい町、高浜町）、岐阜県の一部（不破郡関ヶ原町）、三重県の一部（熊野市（新鹿町、磯崎町、大泊町、須野町、二木島里町、二木島町、波田須町、甫母町、遊木町を除く）、南牟婁郡紀宝町、南牟婁郡御浜町）

・中国電力株式会社の送配電区域

鳥取県、岡山県、広島県、島根県（ただし、島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島を除く）、山口県（ただし、見島を除く）、兵庫県の一部（赤穂市福浦）、香川県の一部（小豆郡小豆町、香川郡直島町）、愛媛県の一部（越智郡上島町、今治市（伯方町、上浦町、大三島町、宮窪町、吉海町、関前））

・九州電力株式会社の送配電区域

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
（ただし、以下の離島を除きます。）

[福岡県福岡市] 小呂島

[長崎県対馬市] 対馬島、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島

[長崎県壱岐市] 壱岐島、若宮島、原島、長島、大島

[鹿児島県鹿児島郡] 上甕島、中甕島、下甕島

[鹿児島県鹿児島郡] 竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島
[鹿児島県西之表市] 種子島（西之表市）
[鹿児島県熊毛郡] 種子島（中種子町、南種子町）、屋久島、口永良部島
[鹿児島県奄美市] 奄美大島（奄美市）
[鹿児島県大島郡] 奄美大島(龍郷町、瀬戸内町、大和村、宇検村)、喜界島、加計呂麻島、与路島、請島、徳之島、沖永良部島、与論島

別記 3

（第 25 条関係）料金の支払方法

- 1 申込者は、料金について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 2 申込者は、当社所定の申込書に記入の上、金融機関の申込者の口座からの自動振替による方法またはクレジットカードによる決済手段を用いる方法により、支払っていただきます。
- 3 クレジットカードによる場合、当社が有する申込者に対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、申込者は同意していただきます。料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落とされることとなります。
- 4 第 2 項および第 3 項にかかわらず、当社が特に認める場合には、申込者は、当社が指定する金融機関等の口座に振り込む方法により支払っていただくこと、または当社のサービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。
- 5 申込者は、契約の申込を行なう場合に、サービスの提供開始に先だって、契約にもとづき支払うべき額の一部を、前もってお支払いいただく場合があります。なお、お支払いいただいた金額は、解約に伴い一切の料金その他の債務を精算した後、なお残額がある場合を除き、一切返還致しません。
- 6 料金の過払いまたは不足が生じたときは、当社は原則、翌月の料金に充当または加算します。
- 7 当社は、第 20 条（料金の算定期間）で計算した料金を、原則、当該翌月内に請求するものとし、ただし、一般送配電事業者から当社への第 21 条（使用電力量の計量）（1）で計量した使用電力量の通知が遅延した場合等により、料金算定期間内における使用電力量の確定時期が翌月以降になる場合等は、該当月の料金を計量結果確認月分の料金に加算して請求するものとします。